

鳥取県立船上山少年自然の家指定管理者募集要項

鳥取県立船上山少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成31年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次とおり募集する。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立船上山少年自然の家			
所 在 地	鳥取県東伯郡琴浦町山川807-2			
設置目的	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする			
構 造	(主な建物) 管理棟 RCスレート2階 宿泊棟 RCスレート2階 体育館 1階RC 2階R			
敷地面積	27,911.00m ²			
建築面積(延)	3,667.93m ²			
開 所	昭和52年7月			
主な施設内容		室 名 等	面積(m ²)	備 考
屋内施設	レクリエーションホール		294	
	小研修室		53	
	食堂	225	200人利用可能	
	浴室(男)	25		
	浴室(女)	23		
	体育館(アリーナ)	450		
	宿泊室(12人用)	各28	16室	
	宿泊室(6人用)	各14	2室	
屋外施設	キャンプ場(テントサイト)	30張程度		
	野外炊事場1	180		
	野外炊事場2	120		
	集いの広場	214		
	カヌー倉庫	173	船上山ダム湖隣接	

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

ア 少年自然の家の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年鳥取県条例第 7 号。以下「設置管理条例」という。）に基づく少年自然の家の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）

イ 少年自然の家の管理運営の補助に関する業務

教育委員会の行う設置管理条例に基づく利用の許可・適正な管理に必要な利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）への措置命令・施設からの退去命令等の事務手続きや、使用料の徴収及び使用料の減免、来所者の受付・案内等並びに施設の利用促進に関すること。

ウ 少年自然の家の受入事業・主催事業実施補助業務

少年自然の家が行う受入事業・主催事業（以下「受入事業等」という）について、その目的を達成するため、積極的に協力し、実施に際し補助する業務

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、少年自然の家の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

（ア）所長その他の職員（以下「所長等」という。）と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

（イ）青少年社会教育施設として、質の高い体験活動を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動の推進に積極的に協力すること。また、青少年にとどまらない幅広い年齢層のニーズに応えられる施設としての機能も備えるため、所長等の行う業務に積極的に協力すること。

（ウ）利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また、施設の機能が最大限に發揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。

（エ）利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。

（オ）少年自然の家の行う受入事業等の実施に当たっては、所長等と密接に連携を取り、補助すること。なお、受入事業等とは下記のものを指す。

・受入事業 学校等団体が集団宿泊体験等を行うため、目的・研修計画を持って少年自然の家を利用する（指導員が施設外に出向き体験活動の指導等を行う「出前活動」を含む。）

・主催事業 少年自然の家が自ら企画し、利用者に自然体験活動等を行わせること

（カ）危機管理について、所長等と密接に連携を図り、利用者等の安全を図ること。

イ 基本的事項

（ア）休所日

少年自然の家の休所日は、設置管理条例第 8 条に基づき次のとおりとする。

・月曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

・1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 月 29 日から同月 31 日までの日

なお、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

（イ）利用の許可

設置管理条例第 9 条に基づき教育委員会の行う少年自然の家の利用の許可につい

て、事務手続きを行うこと。

(ウ) 利用の制限

設置管理条例第10条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、少年自然の家の利用を拒み、又は少年自然の家からの退去を所長が命じた場合、指定管理者は退去の命令等の実施に協力すること。

- a 少年自然の家の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者
- c 少年自然の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- d 上記のほか、少年自然の家の管理運営上支障がある行為をする者

(エ) 措置命令

設置管理条例第11条の規定に基づき、少年自然の家の適正な管理運営を図るために必要があると所長が認め、利用者に対し必要な措置を命じた場合、指定管理者はその措置命令の実施に協力すること。

(オ) 使用料

少年自然の家の使用料は、設置管理条例第13条第1項に基づき下記のとおりとする。なお、使用料については県の収入とし、指定管理者はその徴収に係る事務を行うこと。

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき 900円	1人1日につき 450円

(カ) 使用料の減免

指定管理者は設置管理条例第13条第2項、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号)及び教育委員会の定める規定に従い、使用料の減免を行うこと。

(キ) その他利用者から徴収するもの

受入事業等について、シーツ料・保険料・薪代・消耗品等、実施に必要な経費を徴収し、指定管理者の収入とすることができます。ただし、実費程度とすること。平成31年度以降の積算については、別紙資料3「年度別収支状況」を参考にすること。また、船上山少年自然の家給食会(以下「給食会」という)に提供を委託する食事に係る経費については、給食会と県及び指定管理者が契約する一食あたりの食事代を上限として指定管理者が徴収し、給食会に支払うこと。

(ク) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第11条第4項において準用する同条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、少年自然の家の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ケ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定を遵守し、少年自然の家の管理に関して保有する情報の公

開に関する事務を適切に行うこと。

(コ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可手続きやその他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、行政手続条例に則って適切に手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う委託業務の内容の詳細については、鳥取県立船上山少年自然の家委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に再委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に再委託することができること。なお、再委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、再委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等少年自然の家の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 指定期間に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

オ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに所長に報告を行うこと。

（ア）来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性がある場合

（イ）施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、16の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料その他の収入の取扱い等

(1) 指定管理料の支払

県は、少年自然の家の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、200,210千円（うち消費税額及び地方消費税

の額17,865千円)を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度ごとの支払額は、平成31年度は39,750千円、平成32年度以降は40,115千円を上限とする。上記金額は平成31年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることを見込んだ額であり、法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として県は改正内容に応じて指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

(2) その他の収入等の取扱い

2 指定管理者が行う業務 (2) 管理の基準 イ 基本的事項 (オ) 使用料で定める使用料以外の少年自然の家の利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者が自らの収入として收受する。

なお、協定に定める指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項目	責任	
	県	指定管理者
物価の変動		○
金利の変動		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項
	上記以外のもの	○
不可抗力	協議事項 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然又は人為的現象)に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できることによるその他の収入等の減	
施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。) の損傷	施設等の設置上の明白なに係るもの	○
	施設等の管理上の明白なに係るもの(委託業務の範囲内に限る)	○
	上記以外のもの	協議事項
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なに係るもの	○
	施設等の管理上の明白なに係るもの(委託業務の範囲内に限る)	○
	上記以外のもの	協議事項
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕(発注1件当たり10万円未満のものに限る。)	○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕(発注1件当たり10万円以上のもの)	○

	(に限る。)		
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入		○	
委託業務に要する経費（上記のうち、県の責任分担とされたものを除く）			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円（図書にあっては1万円）以上のものをいう。

6 応募資格等

（1）応募資格

指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の（3）の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の（3）の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

- (才) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
- (カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。
- コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 応募の日において、指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

（2）複数の法人等による応募

少年自然の家のサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、（1）に掲げる応募資格のすべてを満たすこと。
- カ 11の（3）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	平成30年6月18日（月）から7月25日（水）まで
質問事項の受付	平成30年6月18日（月）から7月27日（金）まで
現地説明会	平成30年7月5日（木）
募集の受付期間	平成30年6月18日（月）から8月1日（水）まで
面接審査	平成30年8月中旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	平成30年8月中旬
指定管理者の指定	平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	平成31年3月下旬まで

8 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成30年6月18日（月）から同年7月25日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県教育委員会事務局社会教育課生涯学習推進担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
電話 0857-26-7519
ファクシミリ 0857-26-8175
メールアドレス shakaikyouiku@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成30年6月18日（月）から同年7月27日（金）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 平成30年7月5日（木） 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 鳥取県立船上山少年自然の家
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成30年6月29日（金）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込むこと。
なお、申込期限までに申し込みがあった場合は現地説明会を開催することとしていますが、期限までに申し込みが1件もなかった場合は開催しませんのでご承知置きください。また、会場の都合上、出席希望者が多数の場合は各法人等の人数を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間
平成30年6月18日（月）から同年8月1日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所
ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。
なお、郵便等による提出は、平成30年8月1日（水）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。

（3）応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ 船上山少年自然の家の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ 船上山少年自然の家の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類

キ 当該法人等の概要（船上山少年自然の家の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕

シ ネーミングライツに係る申出書〔様式6〕（提案がある場合）

ス グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

（4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

（5）応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができます。

イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。

ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。

エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。

オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。

カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。

ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。

ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、設置管理条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none">・管理運営の方針・施設設備の維持及び衛生管理の水準・利用者の安全確保・個人情報保護・利用者等の要望の把握・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（利用促進等）	必須 25
2	管理に係る経費の縮減が図られること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none">・収支計画及び見積内容・県の指定管理料額の多寡	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号）	<ul style="list-style-type: none">・法人の財政基盤、経営基盤・組織及び職員の配置等・現在の施設職員の継続雇用に関する方針・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 家庭教育協力推進企業の協定 ISO14001・TEASⅠ種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等・管理運営実績評価	32
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号）	<ul style="list-style-type: none">・所内での連携についての方針・受入事業等の実施の際の協力・方法	25
5	その他（指定手続条例第5条第4号）	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツにかかる提案	4

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成30年8月上旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。な

お、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3) の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。審査・運営評価委員会での審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする団体の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、県に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 県は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。（4）の選定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のウ、オ及びカに該当することとなつたときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツの提案

指定管理者は、応募に併せて少年自然の家にネーミングライツ導入を提案することができる。

なお、命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。

(1) 提案概要

提案は次の条件を満たす必要がある。

ア 提案対象企業

公共施設の命名権者としてふさわしい企業

（鳥取県広告事業実施要綱第5条第1号に規定する規制業種を除く。）

イ 命名対象

船上山少年自然の家の愛称

（施設全体の愛称が命名の対象であり。施設内の個別施設などへの命名は不可。）

ウ 命名条件

（ア）公共施設にふさわしい愛称であること。

（鳥取県広告事業実施要綱第5条第2号に規定する規制広告等を除く。）

- (イ) 施設の設置目的がイメージできるものであること。
- (ウ) 契約期間中における愛称の変更はできないこと。
- (エ) 愛称には必ず「船上山少年自然の家」の文字を入れなければならないこと。

工 提案金額

- (ア) 愛称を提案する対価は年額100万円以上とする。
- (イ) 対価の支払いについては、県が発行する納入通知書により納入すること。

オ 契約期間

5年

カ 名称変更可能箇所

- (ア) 敷地内サイン
- (イ) 施設パンフレット
- (ウ) 県及び指定管理者のホームページ

キ 費用負担

名称変更に伴う経費、契約期間終了後の現状復旧経費（次期契約者がいない場合、又は契約期間中に中途で契約解除した場合）は、別途命名権者が負担すること。

なお、県が発行する施設のパンフレット等、県のホームページの変更に係る経費については県が負担すること。

ク 名称使用開始期間

平成31年4月1日

(2) 提案に係る手続

様式6に必要な事項を記載し添付すること。

なお、指定管理者が指定する事業者が命名権者となる場合は、当該事業者が様式6に記載すること。

また、併せて命名権者活用に係る提案を記載した書面を添付することができる。（任意様式）

14 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を少年自然の家の指定管理者とすることが平成30年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成31年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 使用料の取り扱いに関する事項

(エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(オ) 事業報告書に関する事項

(カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(キ) 責任分担に関する事項

(ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締

結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) (2) により締結した協定について、協定の締結後、委託業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、家庭教育の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

1.5 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数及び増減理由の分析、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書（教育委員会が別に定める様式による）としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

(2) アンケートの実施

施設利用者にアンケートを実施し、結果及び要望に対する対応状況を事業報告書において報告すること。

(3) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書（以下、「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(4) 事業計画書

指定管理者は、毎年1月末までに当該年度の翌年度の事業計画書（教育委員会が別に定める様式による）を県に提出し、その承認を受けること。

(5) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(6) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状

況について、外部有識者の意見を聞くこととする。

ウ 県は、アの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

1 6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により少年自然の家の適正な管理が困難になった場合又はそのそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。
この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、少年自然の家の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) (1) 又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により少年自然の家の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1 7 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、少年自然の家の使用について県の指示に従わなければならない。
ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、少年自然の家を閉所し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
イ 少年自然の家について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
ウ 少年自然の家について、琴浦町から琴浦町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために少年自然の家を閉所する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉所すること。

1 8 添付資料

- (1) 施設の概要及び施設配置図（資料1）
(2) 施設の利用者数の実績（資料2）
(3) 年度別収支状況（資料3）

- (4) 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（資料4）
- (5) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（資料5）
- (6) 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（資料6）
- (7) 施設使用料減免の取扱（資料7）
- (8) 現行組織体制（資料8）
- (9) 職員勤務の例（資料9）
- (10) 現在の再委託・リースの状況（資料10）
- (11) 修繕実績（資料11）
- (12) 貸付備品一覧（資料12）
- (13) 自動販売機設置状況（資料13）
- (14) 平成30年度主催事業一覧（資料14）
- (15) 船上山少年自然の家給食会の概要（資料15）

19 その他

(1) 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/251024.htm>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

〔別紙〕

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
船上山少年自然の家の委託業務に関する事業計画書	○様式2によること。
船上山少年自然の家の委託業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあっては、これらに準ずる書類
申請日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、平成30年6月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
指定申請に係る宣誓書	○様式5によること。
ネーミングライツに係る申出書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。
○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とすること。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)の工からサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。	

(様式 1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 郵便番号
主たる事務所
の所在地
法人等の名称
代表者氏名
電話番号

印

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[構成団体]

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の住所、名称、代表者氏名を記入すること。)

[添付書類]

- 1 船上山少年自然の家の委託業務に関する事業計画書 [様式 2]
- 2 船上山少年自然の家の委託業務に関する収支計画書 [様式 3]
- 3 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類
- 6 当該法人等の概要を記載した書類 [様式 4]
- 7 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- 8 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- 9 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 10 指定申請に係る宣誓書 [様式 5]
- 11 ネーミングライツに係る申出書 [様式 6] （提案がある場合のみ）
- 12 グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(様式 2)

船上山少年自然の家の委託業務に関する事業計画書

(法人等の名称)

[記載上の注意]

※用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。

※ページ数は適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 船上山少年自然の家の指定管理者を希望する理由

(2) 管理運営の方針

(注) 下記について方針を記載すること

- 県が行う業務（体験活動の推進及び幅広い年齢層のニーズに応えるための指導業務の充実等）に対する協力、連携（詳細は7（1）に記載してもよい）
- 経費の節減
- 利用者へのサービス、利用促進
- 受入事業等実施補助業務についての県との連携の方法（詳細は7（2）に記載してもよい）
- 利用者等の安全確保

(3) 他の施設の管理状況

(注) 公の施設、同種の施設等の管理をされている場合には該当施設名等を記載すること

2 管理の基準・サービスの提供内容

(1) 施設設備等の維持管理に向けた考え方

(注) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応について記載すること。

(2) 外部委託（再委託）の考え方

(注) 管理業務の一部を外部委託（再委託）する場合には、その業務内容及び委託先選定方法など、外部委託の考え方を記載すること。

(3) 個人情報の保護への対応

(注) 利用者等の個人情報の管理体制や考え方について記載すること。

(4) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(5) 緊急時の体制・対応

(6) 想定される利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

(8) 施設のサービス向上に対する取組

(注) 施設のサービス向上に対する取組があれば記載すること

(9) 施設の利用促進に向けた取組

(注) 施設の利用促進に向けた取組があれば記載すること

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

(注1) 指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を()書で併記すること。

実施体制の考え方などを記載すること。

(注2) 所長・指導員等の県職員の組織図は別添資料8のとおりであるので、それを含めた組織図を記載すること

[組織図の記載の参考例：別紙でも可]

所長（県職員）——指導担当係長（県職員）——指導員（県職員）

(1) | (1) (4)

○○ ————— △△
() ()

□□
()

... . . .

(2) 職員の職種等

- (注1) 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、委託職員等）、月勤務日数、担当する業務、年間の入件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載すること。
- (注2) 入件費の合計額(A)は、収支計画書〔様式3〕の平成31年度入件費の額と一致させること。
- (注3) 実際の運営に当たっては、ここで示された人数を下回ることはできないこと。
- (注4) 次に掲げる者については、必ず配置すること。
- ・甲種防火管理者の資格を有する者
 - ・危険物取扱者（乙類）の資格を有する者
 - ・2級ボイラー技師の資格を有する者

〔職種等の記載の参考例〕※参考例ですので、職名等を指定するものではありません

職種（職名）	雇用関係	月 勤 務 日 数	担当する業務内容	資格等	現在の施設職員の継続雇用の可否	入件費 (千円)
指定管理総括者						
事務職員						
技術指導支援員						
ボイラー技師						
計						(A)

(3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針

- (注) 熟練した人材の確保・利用者サービスの継続性、施設従業者の雇用の安定の観点から、現在従事している職員のうち、引き続き当該業務に従事することを希望する職員の配置について配慮することとし、継続雇用についての考え方を記載すること。

(4) 日常の職員配置

- (注) 1日の標準的な職員配置（勤務時間帯と職種がわかるもの）とその考え方を記載すること。

〔職員配置の記載の参考例：別紙でも可〕

配置場所	職員配置の時間帯	職名				
事務室	～					
	～					

その他所内	～					
	～					
○○	～					
	～					

(5) 人材育成

(注1) 接遇、経理などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上させる方策について、記載すること。

(注2) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸出し等可能な範囲で支援するものとする。

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

(注) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用計画について、職種、雇用関係、雇用人数等の計画を記載すること。

〔雇用計画の記載の参考例：別紙でも可〕

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	人数	備考
障がい者						
	計					
高齢者						
	計					

4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

（募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間）

(注) 次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。
 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、旅館業法その他施設の維持管理・運営に関する法令

5 委託、工事請負の発注状況

(1) 発注予定

(注) 指定期間に予定する委託、工事請負の発注の予定があれば、わかる範囲で記載すること。

なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事業により県外事業者に発注する必要があるときは

その理由を記載すること。

(記載例) (委託、工事請負発注予定の記載の参考例：別紙でも可)

種別	内 容	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

(注) 指定期間中に予定する障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にいないなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。(障がい者就労施設からの単なる物品の購入は記載する必要はない。)

(記載例) (委託の発注予定の記載の参考例：別紙でも可)

種別	内容	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		
				県内・県外		

6 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

- 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- 男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

ISO14001、TEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

(4) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業等

：あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- あいサポート企業等に認定されていない。
- 他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている（認定証等の写しを添付すること。）

(5) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

(注) 家庭教育推進協力企業制度

：企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自
主的に取り組んでいただける企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定
を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする制度

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。
(協定書の写しを添付すること。)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

7 県の行う事業についての連携・協力

(1) 指導部門との連携方法

(2) 受入事業・主催事業の実施についての協力

(「1 管理運営の基本的な考え方 (2) 管理運営の方針」の連携・協力方法
について具体的に記載)

8 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

平成31年4月1日から業務を移行するに当たっての団体の移行計画(組織体制の確保、
職員の研修計画、現体制からの業務引継計画、円滑な管理をしていく上で団体等の現状の
課題・対応策等)について記入してください。

(2) その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

(様式3)

鳥取県立船上山少年自然の家の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称()

(単位:千円)

		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	備 考
収入項目	県委託料						
	その他の収入						
収入合計(A)							
支出項目	人件費	人件費					
	管理費 (人件費・主催事業以外の経費)	施設維持管理費					
	光熱水費						
	修繕費						
	その他の経費						
	主催事業費						
支出合計(B)							

(注1) 管理費については主催事業に係る経費及び人件費以外の経費を記載すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 各年度ごとの収支計画は別紙(様式3-1)に記入すること。

(様式3-1)

平成 年度鳥取県立船上山少年自然の家の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称()

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	県委託料		
	その他の収入		
収入合計(A)			
支出項目	人件費		
	施設維持管理費		
	光熱水費		
	修繕費		
	その他の経費		
支出合計(B)			

(注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式4)

法人等の概要について

項目	内 容			
名称	(注) 主たる事務所と県内にある事務所（支店、営業所等）が異なるときは、それぞれその名称を記載すること。			
所在地	(注) 主たる事務所と県内にある事務所（支店、営業所等）が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。			
設立年月日				
代表者名	(注) 役職名も記載してください。			
資本(出資)金				
職員数	総数	人（常勤	人、非常勤等その他	人）
うち県内	総数	人（常勤	人、非常勤等その他	人）
経営方針				
主要業務				
船上山少年自然の家の管理運営に配置可能な人員等				

(連絡先)

担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

(様式5)

指定申請に係る宣誓書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

主たる事務所の所在地

申請者 法人等の名称 印

代表者氏名

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定申請を行うに当たり、法人等及び役員（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成団体を含む。）が下記の事項に該当しないことを宣誓します。

また、下記の6に該当しないことの確認のため、鳥取県警察本部に照会がなされることに同意します。

なお、本宣誓書の内容及び鳥取県への提出については、関係者の同意を得ています。

記

〔構成団体〕

（※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の名称を記入すること。）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- 2 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- 3 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- 5 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（1）から（6）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
 - （1）暴力団員を経営幹部とすること。
 - （2）暴力団員を雇用すること。
 - （3）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - （4）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
 - （5）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
 - （6）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- 7 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。〔※新たな法人等を設立して申請する場合で、設立母体となる法人等がこの様式を使用する場合は、当該項目を削除すること。〕
- 8 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第4項の規定による応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(様式6)

ネーミングライツに係る申出書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

郵便番号
主たる事務所の
申出者 所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

鳥取県立船上山少年自然の家のネーミングライツについて、下記のとおり申出します。

なお、併せて提出する指定管理者指定申請書のとおり下記の指定管理者応募事業者が指定管理者に指定された場合は、提案を履行することを誓約します。

名 称	
所 在 地	
主要業務	
金 領	円／年（消費税別途）
愛 称 案	
指定管理者応募事業者	

〔連絡先〕

担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
E-mail			

(添付書類)

命名権者の活用に係る提案を記載した書面（任意様式）

(様式)

指定申請に係る申立書

年 月 日

鳥取県教育委員会

様

郵便番号
主たる事務所
申請者 の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名
電話番号

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

1

2

3

・

・

・

(参考例) 必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する共同企業体協定書

株式会社□□□□□（以下「甲」という。）と株式会社△△△△△（以下「乙」という。）は、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「船上山少年自然の家」という。）の指定管理による管理運営に関し、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、船上山少年自然の家を共同連帶して管理運営するため、共同企業体を構成するものとする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、▽▽▽▽▽（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同企業体は、事務所を鳥取県_____に置く。

（代表者の名称）

第4条 当共同企業体は、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第5条 甲は、船上山少年自然の家の指定管理業務の履行に関し、当共同企業体を代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

- (1) 管理運営全般の統括
- (2) 鳥取県及び監督官庁等との折衝
- (3) 共同企業体の管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

（業務の期間及び協定の効力等）

第6条 本協定に係る指定管理業務の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

2 当共同企業体は、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当共同企業体が第1項の期間に船上山少年自然の家の指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第7条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務分担）

第8条 共同企業体において、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

甲	乙
①管理運営の統括	①
②	②
③	③
④	④
・	・

(経費責任)

第9条 当共同企業体の船上山少年自然の家の管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

乙 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

(別紙様式)

指定管理者募集要項等に関する質問票
(鳥取県立船上山少年自然の家)

平成 年 月 日

法人等名

代表者氏名

担当者氏名

(電話)

(ファクシミリ)

(メールアドレス)

募集要項、仕様書又は資料等 の該当項目	質問内容

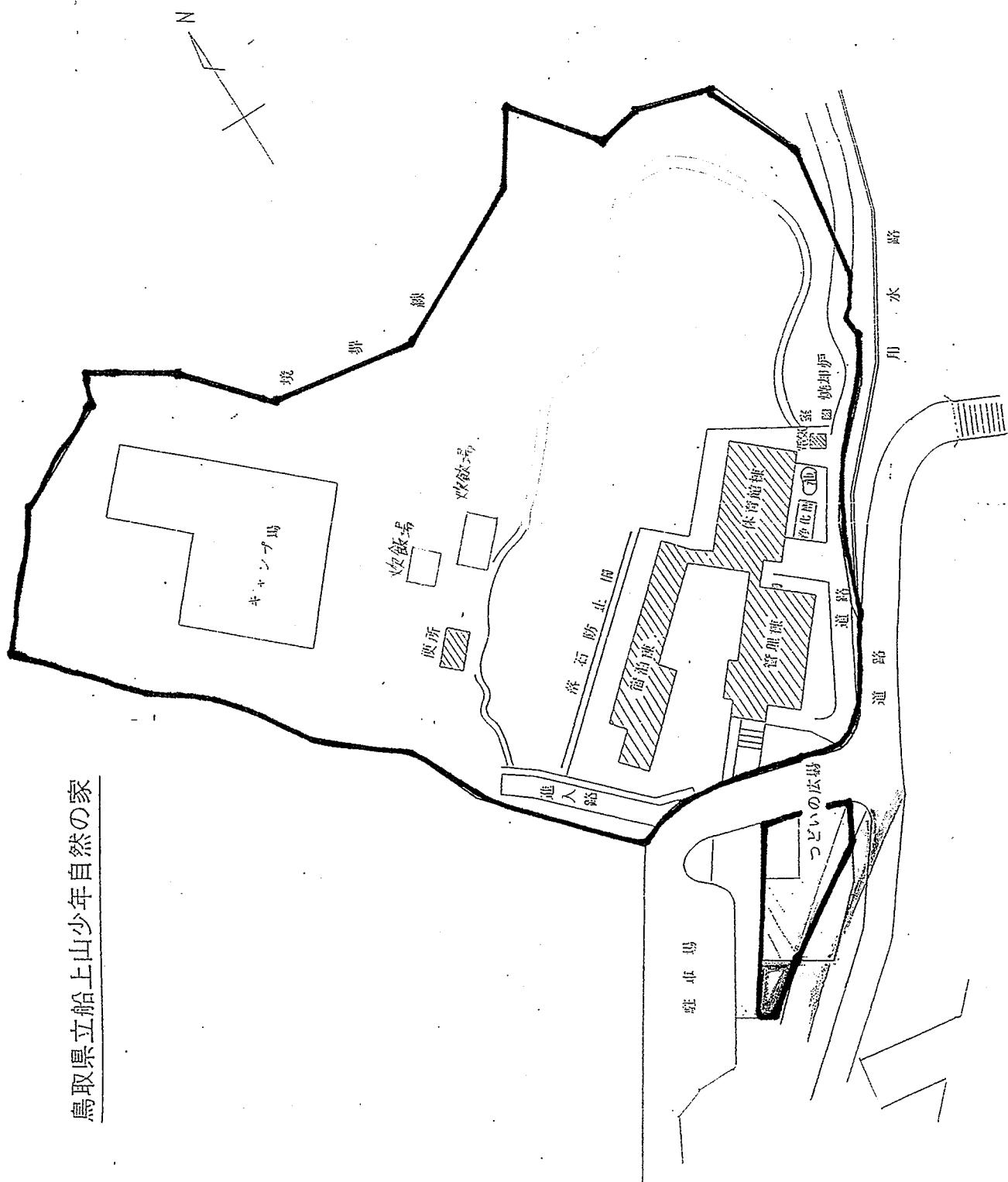
整理番号

船上山少年自然の家施設概要

区分	階別	室名	面積m ²	備考	課題及び平成31年度以降の方針
管理棟	1階	食堂	252.50	200人程度利用可能	現状維持
		エレベーター	7.46		
		宿直室(男)	16.00		
		宿直室(女)	16.00		
		小研修室	53.25	20人程度利用可能	
		便所(女)	12.50		
		便所(男)	11.38		
		廊下	93.20		
		食品庫2室	31.98		
		厨房	72.94		
		前室	14.00		
		休憩室	17.95		
		便所(厨房奥・男女)	10.60		
		廊下(厨房奥)	14.39		
	階段室		11.38		
	2階	玄関・玄関ホール	78.25		
		廊下	72.50		
		エレベーター	7.46		
		下足棚	11.38		
		事務室	37.25		
		所長室	22.75		
		中廊下	14.49		
		湯沸室	3.89		
		便所(女)	5.83		
		便所(男)	11.66		
		宿直室	11.66		
		打合室	11.38		
		レクホール	293.55	100名程度利用可	
		バルコニー	35.30		
宿泊棟	1階	宿泊室①～⑨	240.38	①～⑧1室、28.27m ² 各12名利用可 ⑨1室、14.25m ² 各6名利用可	現状維持
		リネン室2室	17.45		
		廊下・談話室	222.73		
		便所・洗面所(男)	27.52		
		便所・洗面所(女)	27.52		
	階段(北)		8.40		
	階段(南)		8.40		
	2階	宿泊室⑩～⑯	240.38	⑩～⑯1室、28.27m ² 各12名利用可 ⑯1室、14.25m ² 各6名利用可	
		リネン室	20.37		
		廊下・談話室	219.81		
		便所・洗面所(男)	27.52		
		便所・洗面所(女)	27.52		

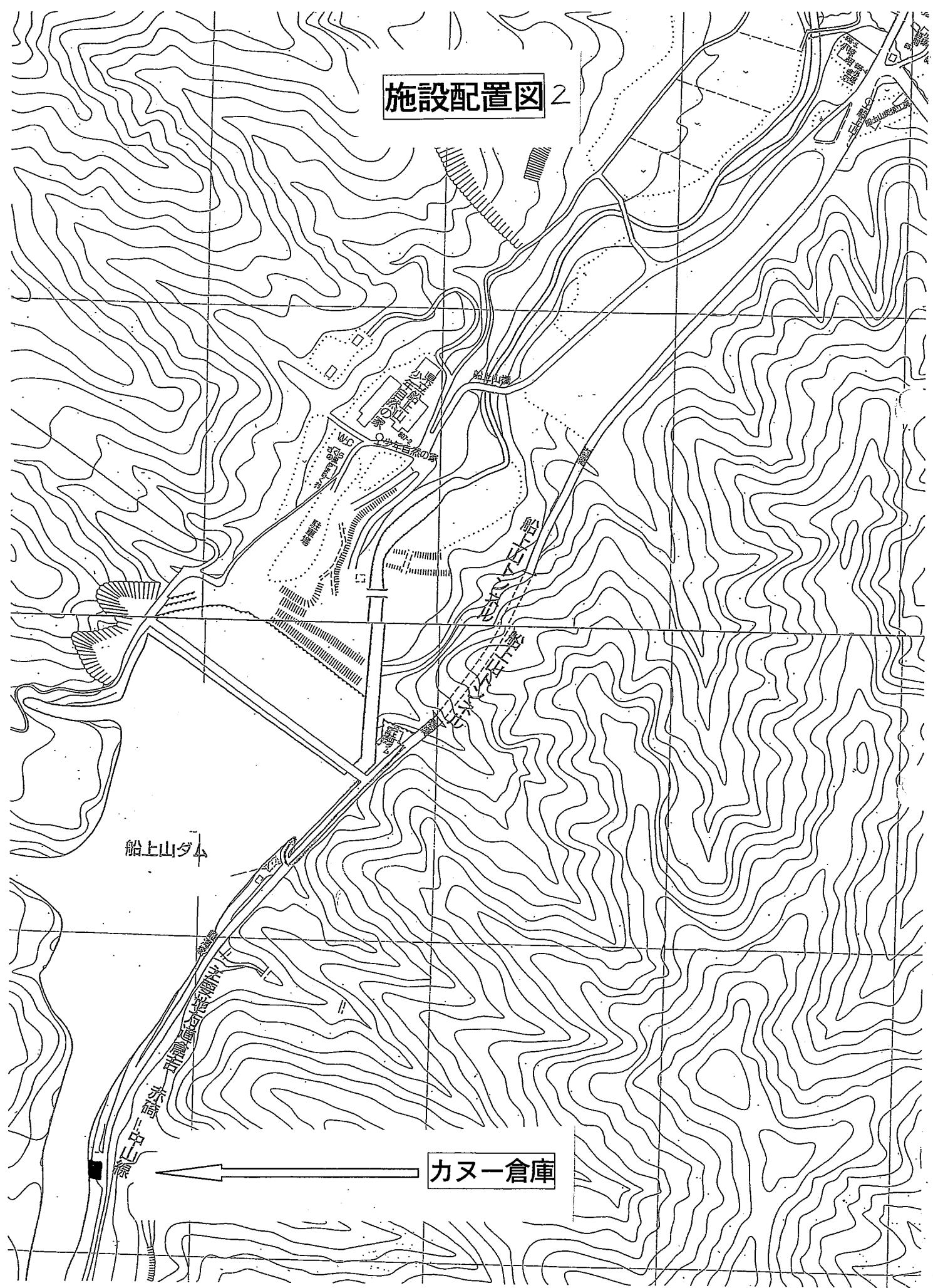
区分	階別	室名	面積m ²	備考	課題及び平成31年度以降の方針
体育館棟	1階	機械室	56.25		現状維持
		プロアー室	6.25		
		浴室(男)	25.00		
		脱衣所(男)	12.50		
		浴室(女)	22.50		
		脱衣所(女)	12.50		
		廊下	65.25		
		自動車庫	22.50		
	階段室		40.00		
	2階	体育館	594.80		
		器具庫	25.00		
		便所(男)	14.50		
		便所(女)	18.00		
		廊下	67.80		
	3階	倉庫	90.00		
外倉庫			35.59		
屋外便所			48.88		
カヌー倉庫			48.00		
炊事場1			180.00		
炊事場2			120.00		
テントサイト				5人用テント30張以上利用可	
集いの広場			214.00		

施設配置図



施設配置図

2



平成29年度船上山少年自然の家利用者数の実績

月別	開所日数 (日)	学生以下	一 般	合 計
4月	26	1,773	1,726	3,499
5月	23	2,078	609	2,687
6月	26	2,524	765	3,289
7月	26	1,494	600	2,094
8月	26	1,260	644	1,904
9月	26	2,092	679	2,771
10月	26	1,323	888	2,211
11月	24	986	401	1,387
12月	25	614	445	1,059
1月	23	595	200	795
2月	24	628	183	811
3月	26	320	147	467
計	301	15,687	7,287	22,974

船上山少年自然の家 収支状況

(千円)

区分	31年度積算	28年度実績	29年度実績	30年度計画	備考
収入	41,960	38,356	38,565	39,428	
シーツ料収入		852	970	976	
体験活動経費収入	2,210	408	512	490	受入事業・主催事業参加費等
雑費収入等		564	551	587	給食会光熱費、公衆電話・コ ピー代等手数料
県指定管理料	39,750	36,532	36,532	37,375	
支出	41,960	38,356	38,891	39,428	
41,960	38,356	38,891	39,428		
管理費	39,942	36,583	36,900	37,488	
職員人件費・共済費	14,753	11,623	11,962	11,983	庶務部長、事務担当1名、技術 指導支援員1名、ボイラー技師1 名相当
賃金		34	61	34	草刈経費等
旅費		53	67	23	運営委員旅費等
報償費				10	運営委員謝金、職員研修講師謝 金等
消耗品費		2,736	1,912	1,500	業務使用消耗品、活動材料、事 務用品等
燃料費		889	1,288	1,200	給湯及び暖房用董油、公用車燃 料
食糧費	25,189	0	0	20	来客用
印刷製本費		171	216	50	施設パンフレット等
光熱水費		2,689	2,863	3,000	電気、ガス、水道
修繕費		405	447	660	軽微な修繕(10万円未満のも の)
役務費		771	818	1,554	通信運搬費、手数料、保険料
委託料		13,422	13,814	13,659	外部委託経費
使用料及び賃借料		2,336	2,376	2,508	リース等経費
負担金		82	123	73	中四国青少年教育施設連絡協 議会会費等
公課費		982	953	983	公用車重量税、消費税等
その他の経費		390	0	231	
事業費	2,018	1,773	1,991	1,940	
報償費		193	213	200	主催事業講師・ボランティア謝金
旅費		291	355	350	主催事業講師・ボランティア交通
消耗品費		92	544	500	主催事業の活動材料費等
食糧費		421	340	350	講師・ボランティア食事代
印刷製本費		0	0	10	
役務費		378	474	450	主催事業チラシ等発送、講師ボ ランティア保険料
委託料		194	0	10	主催事業外部委託経費
使用料及び賃借料		204	65	70	講師・ボランティアシーツ料等

【参考】上記一覧に含まれないもの(県費に収入または県費で支出するもの)

区分	28年度実績	29年度実績	30年度計画	備考
収入 施設利用料	200	98	196	
支出 県職員人件費・共済費				所長・指導担当職員
県職員旅費	413	396	488	所長・指導担当職員
備品購入費	151	113	639	5万円以上の物品
工事費	3,843	643	8,622	10万円以上の工事・修繕費

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県条例第 7 号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置	設置目的
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町	集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図るものとする。
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。

(昭 53 条例 24・昭 55 条例 16・平 10 条例 7・平 16 条例 33・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条 青少年社会教育施設においては、次に掲げる事務を行う。

鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関する事務。 (2) 青少年の野外活動に関する事務。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関する事務。 (4) その他青少年の健全な育成に関する事務。
鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関する事務。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探求に関する事務。 (3) 少年指導者の研修に関する事務。 (4) その他少年の健全な育成に関する事務。

2 青少年社会教育施設は、前項に規定する事務に支障がない場合は、一般人に利用させることができる。

(平 27 条例 38・追加)

(職員)

第 4 条 青少年社会教育施設に、所長その他の所要の職員を置く。

(平 27 条例 38・旧第 3 条線下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 5 条 教育委員会は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 第 13 条の規定による使用料の徴収に関する業務
- (3) 第 3 条第 1 項に規定する事務を補助する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(平 27 条例 38・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第 6 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の

属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、同日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平 27 条例 38・追加、平 30 条例 36・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第 7 条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第 5 条に規定する業務の事業計画書の内容が、青少年社会教育施設の効用を最大限に發揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第 5 条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他教育委員会が第 2 条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平 27 条例 38・追加)

(休所日)

第 8 条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する国民の祝日(その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)
- (3) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(平 27 条例 38・追加)

(利用の許可)

第 9 条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 教育委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平 22 条例 3・一部改正、平 27 条例 38・旧第 5 条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第 10 条 青少年社会教育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (3) 青少年社会教育施設の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をすること。
- 2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、青少年社会教育施設への入館を拒み、又は青少年社会教育施設からの退去を命ずることができる。

(平 27 条例 38・追加)

(措置命令)

第 11 条 教育委員会は、青少年社会教育施設の適正な管理運営を図るために必要があると認

めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平27条例38・追加)

(利用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(平27条例38・追加)

(使用料の徴収)

第13条 青少年社会教育施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(平27条例38・旧第6条繰下)

(権限の委任)

第14条 第8条から第12条までに規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

(平27条例38・追加)

(教育委員会規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例61・旧第8条繰上、平27条例38・旧第7条繰下)

附 則

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和37年7月鳥取県条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第16号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 7 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 11 号)抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 39 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 33 号)

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 5 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の改正は、同年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 61 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条を加える改正規定並びに第 6 条第 2 項及び別表の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 36 号)

(施行期日)

1 例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

別表(第 13 条関係)

(昭 53 条例 24・昭 55 条例 16・昭 58 条例 16・昭 59 条例 11・昭 61 条例 24・昭 62 条例 16・平元条例 16・平 4 条例 14・平 8 条例 12・平 9 条例 11・平 11 条例 11・平 14 条例 39・平 17 条例 43・平 26 条例 13・平 27 条例 38・一部改正)

施設使用料

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1 人 1 泊につき 900 円	1 人 1 日につき 450 円

資料 5

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県教育委員会規則第 4 号

〔鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則〕をここに公布する。

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則

(昭 55 教委規則 8・平 10 教委規則 4・改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 52 年 鳥取県条例第 7 号)の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 55 教委規則 8・平 10 教委規則 4・平 22 教委規則 6・一部改正)

(職員の種類及び職)

第 2 条 少年自然の家の職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。

2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、社会教育主事、専門指導員及び主事とする。

(昭 56 教委規則 3・平 14 教委規則 17・平 18 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 5 条繰上・一部改正、平 27 教委規則 5・旧第 4 条繰上、平 28 教委規則 2・一部改正)

(職員の分担事務)

第 3 条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(平 25 教委規則 1・旧第 6 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 5 条繰上)

(利用の申込み等)

第 4 条 少年自然の家を利用するしようとする者は、様式第 1 号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の 10 日前までに、所長に提出しなければならない。

2 所長は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第 2 号によりその申込者に通知しなければならない。

3 少年自然の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(平 12 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 8 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 7 条繰上・一部改正)

(事故の発生の届出)

第 5 条 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長

に届け出なければならない。

(平25教委規則1・旧第12条繰上、平27教委規則5・旧第11条繰上・一部改正)
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平25教委規則1・旧第14条繰上、平27教委規則5・旧第13条繰上・旧第7条
繰上)

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年教委規則第8号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第13号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年教委規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成14年教委規則第17号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(平成 22 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 5 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

(昭 55 教委規則 8 ・ 平元教委規則 9 ・ 平 8 教委規則 5 ・ 平 10 教委規則 4 ・ 平 12 教委規則 1 ・ 平 17 教委規則 14 ・ 平 22 教委規則 6 ・ 平 22 教委規則 7 ・ 平 25 教委規則 1 ・ 平 26 教委規則 6 ・ 平 27 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 2 号(第 4 条関係)

(平 12 教委規則 1 ・ 全改、平 17 教委規則 14 ・ 平 25 教委規則 1 ・ 平 26 教委規則 6 ・ 平 27 教委規則 5 ・ 一部改正)

資料 6

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県規則第 15 号

〔県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則〕をここに公布する。

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

(昭 55 規則 48・平 7 規則 35・平 17 規則 113・改称)

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料(通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選抜手数料(以下「授業料等」という。)並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭 54 規則 67・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・平元規則 36・平 7 規則 35・平 15 規則 7・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・一部改正)

(授業料等及び使用料の減免)

第 2 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	<p>1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に該当する者の全員のその年度(4 月から 6 月までの月分の授業料にあっては、その前年度)分の市町村民税所得割の額を合計した額が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成 22 年政令第 112 号)第 1 条第 2 項に規定する額に満たないとき。</p> <p>(2) 火災、風水害等の非常災害により授業料の</p>

		<p>支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) 保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(4) 通学又は下宿等(通学が困難であるためにする場合に限る。)に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(5) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 1 の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 保護者等が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) その他減免する必要があると認められるとき。</p>
	入学料及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	<p>1 幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>4 70歳以上の者が観覧するとき。</p> <p>5 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下</p>

	<p>「要介護者等」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>
通常展示の入館料	<p>特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。</p>
展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	<p>1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>4 難病患者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>5 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>6 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>7 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>
展示室等使用料	<p>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実</p>

		費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。
鳥取県立大山青年の家	施設使用料	<p>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</p> <p>6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>
鳥取県立船上山少年自然の家	施設使用料	<p>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 市町村が行う少年教育に関する研修のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</p> <p>6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>

(昭 53 規則 58・昭 54 規則 67・昭 55 規則 7・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・昭 57 規則 37・昭 57 規則 48・昭 58 規則 54・昭 61 規則 33・昭 62 規則 43・平元規則 36・平 5 規則 36・平 7 規則 35・平 7 規則 58・平 8 規則 5・平 8 規則 47・平 10 規則 11・平 12 規則 22・平 12 規則 88・平 13 規則 39・平 13 規則 77・平 14 規則 53・平 15 規則 7・平 15 規則 47・平 16 規則 12・平 16 規則 47・平 17 規則 37・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・平 19 規則 94・平 26 規則 32・平 26 規則 53・平 29 規則 26・一部改正)

(減免の申請手続等)

第 3 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

(昭 55 規則 48・平 7 規則 35・平 17 規則 113・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年規則第 58 号)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 67 号)

この規則は、昭和 54 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 7 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 19 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 37 号)

この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 54 号)

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 36 号)

この規則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 35 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 58 号)

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 5 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 47 号)

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 22 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 88 号)

この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1

日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 39 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 77 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 53 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 7 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 47 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 12 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 47 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 37 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 63 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 85 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 113 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 94 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 32 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 53 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 27 年 4 月 1 日)

附 則(平成 29 年規則第 26 号)

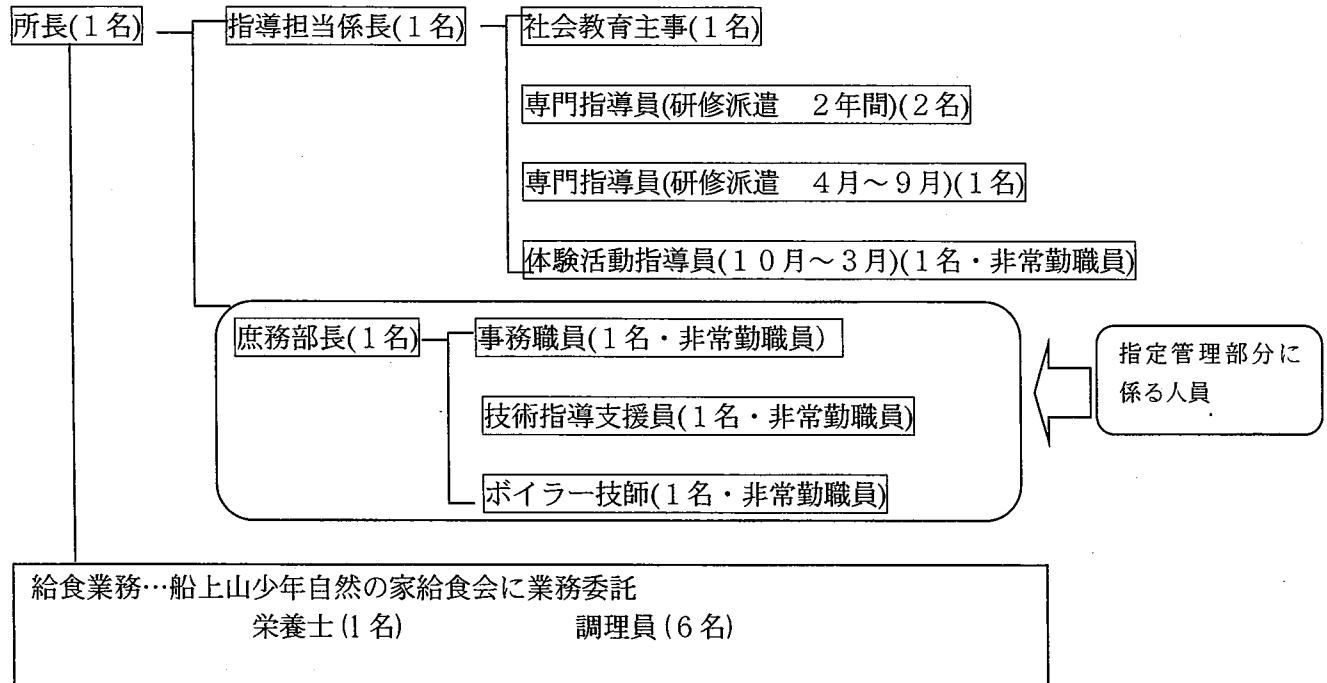
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県立青少年社会教育施設における施設使用料減免の取扱い

区分		減免率と該当者の例示		利用団体の例示	
		主催者・指導者	講師等		
学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの）がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき		引率教員 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	大学、短期大学、高等専門学校（4年制）、専修学校（一般課程、専門課程）、農業大学校、高等学校、特別支援学校	
市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき		主催課職員 引率教員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10	小・中学校 市町村教育委員会	
県又は県教育委員会が行なう青少年教育に関する研修のために利用するとき		担当課職員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10	社会教育課 教育センター	
その他青少年の健全育成を目的として利用するとき	指導者養成のための利用	少年団体	主催者 1/2	受講者 外部講師等 1/2	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	主催者 1/2	受講者 外部講師等 1/2	P T A、保護者の会、青年団
		その他の団体の利用	0	0	婦人会
青少年を引率しての利用の場合	宿泊利用	少年団体	引率者 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	引率者 勤労青年 在学青年 0	ボランティア 外部講師等 10/10	P T A、保護者の会、青年団
		その他の団体の利用	0	0	婦人会
	日帰り利用の場合	少年団体	引率者 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	引率者 勤労青年 在学青年 0	ボランティア 外部講師等 10/10	P T A、保護者の会、青年団
		その他の団体の利用	0	0	婦人会

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき	障がい者及び これらの者の介護者 10/10 上記以外 0	
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき	難病患者及び これらの者の介護者 10/10 上記以外 0	
介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進すると認められるとき	要介護者等及び これらの者の介護者 10/10 上記以外 0	
その他所長が特に減免の必要があると認め、教育長がこれを承認した研修のため利用するとき	0	10/10 又は 1/2

船上山少年自然の家の現状組織体制（平成30年度）



職名	身分	職員数	分担事務	保有資格
所長	正規職員	1名	施設の総括、人事管理	
指導担当係長	正規職員	1名	指導に関する事務の総括、指導員の研修、主催事業の立案・運営、野外活動における安全管理、指導員の勤務割振、	
社会教育主事	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備・事前指導・研修計画に対する相談・入所中の指導・給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員(研修・2年)	正規職員	2名	利用者の受け入れ準備・事前指導・研修計画に対する相談・入所中の指導・給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員(研修・半年)	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備・事前指導・研修計画に対する相談・入所中の指導・給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
体験活動指導員(半年)	非常勤職員	1名	入所中の指導及びそれに伴う補助業務	
庶務部長	正規職員	1名	施設設備の維持管理、郵券の管理、各種調査の回答、外部機関との連絡調整	甲種防火管理者
事務職員	非常勤職員	1名	利用者の受付・案内・許可、使用料の徴収・減免、文書等の収受・発送、利用状況等のデータ整理、各種経費の支払い	
技術指導支援員	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理、指導員への知識提供・技術指導、技術指導支援員・ボイラー技士の勤務割振	危険物取扱者(乙類) 2級ボイラー技師
ボイラー技士	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理	危険物取扱者(乙類) 2級ボイラー技師

職員勤務の例(宿泊利用のある場合)

※現状の体制に応じたあくまで一例です。

休所日 月曜日及び祝日 年末年始
職員の休暇 週休2日(ローテーション勤務)

	8:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:30	17:15	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~6:00	6:00~8:30
所長															
指導担当係長															
社会教育主事															
専門指導員															
専門指導員															
専門指導員															
専門指導員															
庶務部長															
事務職員															
技術指導支援課															
ボイラー技師															
警備員															

勤務割り振り表(例)

※○は出勤日、宿直は宿泊指導員・支援員・技術員の6及び5は勤務時間

船上山少年自然の家における現在の外部委託及び賃貸借の状況（平成30年度）

1 外部委託（複数年）

番号	項目	契約金額 (契約期間総額：円)	契約期間
1	浄化槽維持管理	1,069,200	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
2	消防設備点検業務	680,400	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
3	建築物環境衛生管理	1,200,960	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
4	昇降機保守点検	1,114,560	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
5	常駐警備	9,892,800	H29.4.1～H31.3.31(2年間)

2 外部委託（単年度）

番号	項目	契約金額 (参考 H29 実績：円)	契約期間
1	自家用電気工作物保安管理	189,561	単年度
2	可燃物収集	36,000	単年度
3	ボイラー整備	133,920	単年度
4	産業廃棄物処理	50,652	随時(年1回程度)
5	防火対象物点検	108,000	単年度
6	清掃業務	874,800	単年度
7	給食業務※	5,530,000	単年度

※給食業務については平成31年度以降も船上山少年自然の家給食会に継続して委託する

3 賃貸借（複数年）

番号	項目	契約金額（円） (契約期間総額)	契約期間
1	非常放送及び電話設備賃貸借	4,017,600	H27.4.1～H32.3.31(5年間)
2	印刷機賃貸借	894,240	H27.4.1～H32.3.31(5年間)

4 賃貸借（単年度）

番号	項目	契約金額（円）	契約期間
1	掃除用モップ等賃貸借	112,860	単年度
2	寝具賃貸借単価契約	200(単価契約)	単年度

(1) 1件10万円未満のもの

単位(円)

年度	修繕内容	実績額
28	定水位弁止水不良修理	9,720
28	無線機アンテナ修理	4,104
28	鏡修繕	8,640
28	客室ガラス修繕	8,640
28	給湯器修理	57,240
28	プロジェクター修理	10,800
28	スピーカー配線移設工事	44,280
28	蒸し器修理	32,400
28	食器洗浄機修理	26,676
28	クローラー走行ベルト修理	139,968
28	脱衣場アコーデオンドア交換	8,171
28	消防用設備修繕	19,440
28	除雪機Vベルト	2,808
28	公用車オイル漏れ修理	40,462
29	乾燥機修理	16,740
29	食器洗浄機修理	20,520
29	パジエロ修理	68,256
29	地下タンクメーター修理	17,820
29	給湯器修理	2,484
29	照明器具	43,200
29	エッセテールランプ交換	870
29	1F, 2F洗面所コンセントアース工事	69,120
29	水銀灯交換	8,000
29	消防用設備不備改修	63,720
29	トイレ小便器修理	92,880
29	トイレ自閉水栓取替	43,200

(2) 1件10万円以上のもの

単位(円)

年度	修繕内容	実績額
28	クローラー走行ベルト修理	139,968
28	野外炊飯場排水ポンプ取替	123,120
28	宿泊棟電気回路増強	156,600
28	玄関前風除室ガラス修繕	136,080
29	野外炊飯場かまど修繕	145,800
29	受変電設備工事	118,800

船上山少年自然の家備品一覧

資料12

(平成30年3月31日)

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
A4ノートパソコン(3期)	東芝／dynabook Satellite L35 (PSL3)	23.03.25	69,825	
J-ALERT専用小型受信機(3期)	パナソニックシステムネットワークス ／EA-8001	23.03.25	469,770	
アサヒペンタックス	MXF1.4付ケース付50m/m本体 NoB4044515レン	55.03.25	64,750	
アンプ	シャープTUAM3	05.04.01	50,470	
ウォータークーラー	RW-322P	18.07.13	129,150	
ウォータークーラー	日立RW-322P	20.04.30	147,000	
エアコン5	三菱重工パッケージエアコンFDEX P563H3A	22.02.15	233,999	
エアコン一式(船上山自然の家)	長府RA-2826SVX	16.07.03	132,510	
エルネット受信システム	TA-CSH575S, TD-MD100 G, D-5100-06	14.03.15	1,844,400	
ガスレンジ	中西製作所OZ2M-150R	08.07.19	436,720	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カラーテレビ	ナショナルTH-19J2	06.06.03	73,851	
カラーテレビ	ソニーKV-21ST11	08.03.02	60,255	
カラーテレビ	36型 パナソニックTH-36FP50	15.09.26	213,570	
ステージ(折たたみ式)		12.04.08	217,350	
ステージ(折たたみ式)		12.04.08	217,350	
スピーカー	シャープAN-XPL90	05.04.01	177,675	
スライド映写機	キャビンCS-45AD	13.12.25	285,075	
チェンソー	小松ゼノアG370AV	05.06.01	73,130	
チェンソー	小松ゼノアG370AV14	05.09.07	73,130	
デジタルビデオカメラ	パナソニックNV-GS5K	15.09.26	104,580	
テレビ	ソニーKV-29HX1	06.04.01	111,240	
トレーラー	サン自動車工業社 サントレックスT D-02	22.03.17	375,900	
バレーボール支柱	移動式体育館用上部自由調節パイ プ後76φメッキ仕上げ	52.06.25	64,000	
ピアノ	ヤマハUZH	52.06.25	335,000	
ビデオデッキ	シャープVCHF15	05.04.01	57,474	
プロジェクター収納台	ウチダSS-90P	05.04.01	131,325	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
ロビーチェア(背付)	ウチダUB-2031500W×610D×700H	08.03.02	56,650	
ロビーチェア(背付)	ウチダUB-2051800W×610D×700H	08.03.14	61,285	
ワイヤレスアンプ	トーアWA-652C	08.02.28	58,710	
ワイヤレスアンプ	トーアWA-652C	08.02.28	58,710	
ワイヤレスアンプ(カセットデッキ付)	ソニーSRP-A801	11.08.10	105,000	
ワイヤレスアンプセット(船上山少年自然の家)	TOA KZ-25 WTU1820 WM 1210, 1310	16.07.02	229,635	
衣類乾燥機	ナショナルNH-D45A	10.02.19	50,925	
衣類乾燥機	ナショナルNH-D45A	10.02.19	50,925	
衣類乾燥機	NH-D502	13.06.09	67,730	
衣類乾燥機	NH-D502	13.06.09	67,730	
運搬車	ヤンマーMCG121H	06.03.25	298,700	
運搬車	(株)築水キャスコムBFC613KTD	19.07.03	311,850	
液晶プロジェクタ	シャープXV-H32	05.04.01	472,152	
液晶プロジェクター	NEC 300XJLスクールエディション NP-M	23.06.22	99,750	
演台	コクヨWA-110T	01.11.06	123,600	
演台	ウチダS-55型357-5065	08.03.02	163,152	
架台	2500 * 1300 * 300 鎔び止め塗装	17.04.20	57,750	
絵画		58.01.20	100,000	
額	油絵及び額(倉吉市高木啓太郎画 倉吉市内遠望風景)82×942	52.09.16	60,000	
額	油絵及び額倉吉市高木啓太郎画(裏大山鳥が山風景)94×112	52.09.16	120,000	
額(油絵付)	油絵20号(82×94) ² 「船上山全景」	54.07.27	100,000	
基地局高利得アンテナ	400C-D4VN	14.07.31	52,500	
基地局無線機5W	EF-3221AM	14.07.31	105,000	
記念樹	カシワ 高さ3.5m 幹周0.21m	19.10.19	70,000	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	
携帯無線機	(株)バーテックススタンダード V X-582UFT	27.06.02	53,730	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
携帯用無線機	日立EUM-01HD/T	04.04.01	100,000	
携帯用無線機	日立EUM-01HD/T	04.04.01	100,000	
携帯用無線機	日立EUM-01HD/T	04.04.01	100,000	
軽四輪乗用自動車(セダン)	2WD AT	18.07.07	852,280	
県産木製ベンチ	○口×杉	21.03.12	50,925	
公用車(パジェロ)	三菱LA-V73W LRUHQ	14.07.30	3,168,585	
黒板	両面172.0×143.0ミウチダ19 0296	52.12.21	55,000	
裁断機	クラウンMC-400	06.06.09	57,165	
司会者用演台	コクヨWA-111T	01.11.06	102,800	
糸のこ	プラスPFI型	05.06.01	50,598	
糸のこ	プラスPFI型	05.06.01	50,598	
糸のこ盤	旭工機AF-1型	04.07.18	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1型	04.07.18	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1型	04.07.18	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1	06.03.23	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1	06.03.23	50,779	
糸のこ盤	アサヒAF-4	07.03.03	82,400	
糸のこ盤	アサヒAF-4	07.03.03	82,400	
紙折機	デュプロDF-520	05.04.01	300,000	
自動体外式除細動器(AED)	ハートスタートFR2	17.10.13	157,500	
自動体外式除細動器(AED)	フクダ電子 ハートスタートHS1	25.09.26	139,650	
自動体外式除細動器(AED)	フィリップスHS1	26.06.06	141,480	
七宝電気炉	城田(SHIROTA)13-1012MF -3S型	09.03.01	96,614	
七宝電気炉	城田(SHIROTA)	09.03.01	114,330	
室内用グランドゴルフ用具	パッドゲームスター15	24.09.13	53,865	
室内用グランドゴルフ用具	パッドゲームスター15	24.09.13	53,865	
芝刈機	ホンダHRS536	25.05.30	74,550	
集会用テント	ニューフレームテント2号、グリーン 文字(鳥取県立船上山少年自	05.06.15	66,950	
集会用テント	ニューフレームテント2号、グリーンフ レーム収納袋付文字(鳥取県	05.09.07	66,950	
集会用テント	伸縮式テント5号(大)	06.03.23	127,205	
集会用テント	ヌリタテントAタイプ(中)	08.02.28	90,640	
集会用テント	ヌリタテントAタイプ(中)	08.02.28	90,640	
集会用テント	シンセイ集会用テント	14.07.02	144,900	
集会用テント	シンセイ集会用テント	14.07.02	144,900	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
集会用テント	シンセイ集会用テント	14.07.02	144,900	
書架(丹比駅用)小		21.10.09	63,000	
除雪機	フジイコーポレーション(株) SH91 3MLI-S	23.02.10	617,400	
焼窯	ウチダCT-550AE	04.08.05	526,330	
燭台	キャンドルファイヤー用	56.08.04	100,000	
全自動洗濯機	ナショナルNA-F60BP	10.02.19	64,050	
全自動洗濯機	ナショナルNA-F60BP	10.02.19	64,050	
相撲マット	又リタ角型椅子3m角井6	55.03.29	110,000	
耐火金庫	ウチダN-22	61.03.24	150,000	
卓球台	ミズノPLT-123025m/mラワン 合板内折型移動車付き	52.06.25	60,000	
卓球台	ミズノPLT-123025m/mラワン 合板内折型移動車付き	52.06.25	60,000	
卓球台	ミズノPLT-123025m/mラワン 合板内折型移動車付き	52.06.25	60,000	
調理台(4足)		19.09.26	58,027	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
梯子	アミツ式2連伸縮梯子AW型全長91 00縮長5200	52.06.24	64,000	
天体望遠鏡	屈折型赤道儀アサヒペンタックス. 8 5	55.03.31	212,500	
天体望遠鏡	屈折型赤道儀アサヒペンタックス. 8 5	55.03.31	212,500	
天体望遠鏡	屈折型赤道儀アサヒペンタックス. 8 5	55.03.31	212,500	
天体望遠鏡	屈折型赤道儀アサヒペンタックス. 8 5	55.03.31	212,500	
天体望遠鏡	屈折型赤道儀アサヒペンタックス. 8 5	55.03.31	212,500	
天体望遠鏡	屈折型赤道儀アサヒペンタックス. 8 5	55.03.31	212,500	
電気掃除機	東芝VC-P280	05.04.01	75,000	
電動かんな盤	マキタ1805C	07.03.03	50,470	
反射望遠鏡	口径209旭精工アスコスカイルック 210	01.06.27	68,000	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
物置	ヨド物置YM26	06.07.20	216,300	
物置	ヨド物置 LMCS-2925GL	23.06.24	223,650	
包丁殺菌庫	オシダ厨機	05.06.22	57,680	
防水携帯無線機5W	EK-3299AB	14.07.31	140,700	
防水携帯無線機5W	EK-3299AB	14.07.31	140,700	
防水携帯無線機5W	EK-3299AB	14.07.31	140,700	
防水携帯無線機5W	EK-3299AB	14.07.31	140,700	
防水携帯無線機5W	EK-3299AB	14.07.31	140,700	
防水携帯無線機5W	EK-3299AB	14.07.31	140,700	
野菜裁断機	中西製作所OFS-62S	04.08.03	683,508	
冷蔵庫	ナショナルNR-C32EP	15.09.26	93,975	
冷蔵庫	ナショナルNR-C32EP	15.09.26	93,975	
冷凍庫	サンヨーSRR-E1281H	06.07.14	366,000	
冷凍冷蔵庫	三洋電機SRR-U1883C2H	06.07.14	501,610	
プロジェクター	RICOH プロジェクター PJ WX4241N	29.06	113,400	
皮剥機	中西NKA-14取付共	01.07.14	178,190	給食会に貸付
ガス湯沸器	細山熱器(株)DST-3	03.05.27	164,800	給食会に貸付
ガス炊飯器	(株)コメットカトウCRAS-150L	05.06.22	412,000	給食会に貸付
ガス炊飯器用タイマー	(株)コメットカトウCRAS-150L1用タイマー	05.08.10	162,740	給食会に貸付
フードカッター	FC-27D	06.06.08	148,320	給食会に貸付
冷凍庫	ホシザキ電機(株)HF-150PS	08.05.28	422,300	給食会に貸付
パンラック	寸法1,500×750×1,800棚は5段であること	08.12.26	82,400	給食会に貸付
ガス回転釜	KGS-15中西製作所	09.07.23	198,450	給食会に貸付
殺菌庫	MSH30-32WBマルゼン製	09.07.23	603,750	給食会に貸付
蒸し器	タニコS-TSB-60	10.04.01	292,602	給食会に貸付
冷蔵庫	ダイワMFG503CD	10.04.01	461,440	給食会に貸付
ガス回転釜	間口1260×奥行930×高さ795 満水量80□内釜アルミ	12.04.08	194,250	給食会に貸付
包丁まな板殺菌庫	収納量 包丁15本 まな板8本 D S-114B型	15.10.21	176,400	給食会に貸付
食器洗浄機	PA-13A2	17.06.17	1,837,500	給食会に貸付
フライヤー	MGF-30WH	18.11.28	375,900	給食会に貸付
ガスレンジ	タニコー R1532A2	21.03.19	302,400	給食会に貸付
業務用冷凍庫	ホシザキ電機 HF-75EX3	22.02.09	262,500	給食会に貸付
パンラック	1,500×600×1,800スノコ3段	52.05.02	53,500	給食会に貸付
洗米機	NoL07586愛知鉄工PR-22	52.05.02	57,000	給食会に貸付
台付シンク	1,500×750×8002槽式	52.05.02	58,000	給食会に貸付
盛付台	750×1,500×800引戸式	52.05.02	65,000	給食会に貸付
盛付台	750×1,500×800引戸式	52.05.02	65,000	給食会に貸付
盛付台	750×1,500×800引戸式	52.05.02	65,000	給食会に貸付
盛付台	750×1,500×800引戸式	52.05.02	65,000	給食会に貸付
シンク	2槽式600×1800×800	52.05.02	65,000	給食会に貸付

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
パンラック	スノコ6段750×1500×1800	52.05.02	69,000	給食会に貸付
パンラック	スノコ6段750×1500×1800	52.05.02	69,000	給食会に貸付
食器戸棚	1,500×600×1,800引戸式	52.05.02	102,000	給食会に貸付
パンラック	1500×750×1,800骨格ステン アングルSUS-430	52.06.25	69,000	給食会に貸付
流し(一槽シンク)	800×600×800／900H300	52.06.25	75,000	給食会に貸付

資料13

船上山少年自然の家自動販売機設置状況

建物

目的	所在地	数量	設置年月日	設置期間	手数料(円)	設置者	備考
						氏名	
清涼飲料水等自動販売機設置の用	東伯郡琴浦町山川807-2	1台	H30.4.1	H30.4.1 ～ H31.3.31	20～40円／本	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	

鳥取県立船上山少年自然の家主催事業一覧（平成30年度）

資料14

事業名		期日	対象	募集	概要
4月	船上山さくら祭り	4/22(日)	一般	-	万本桜咲く船上山でパンがいっぱい！桜に囲まれて楽しい1日を過ごしましょう！船上山少年自然の家は楽しいゲームコーナーやクラフトコーナーで皆さんをお待ちしています。
5月	学生ボランティア育成講座 スキルアップセミナー①	5/19～20 (土日)	学生	40名	船上山でのボランティア育成新歓合宿！船上山のフィールドを生かした楽しい企画と新たな出逢いが盛りだくさん！
6月	学生ボランティア育成講座 スキルアップセミナー②	6/1～3 (金～日)	学生	30名	「ちっちゃい探検隊①」を企画します！アイデア溢れる発想で子どもたちの笑顔を企画！
6月	ちっちゃい探検隊① (スキルアップセミナー③)	6/30～7/1 (土日)	小学1年生 ～3年生	48名	大学生ボランティアによるアイディア満載の人気企画！ドキドキのお泊まり会。ちっちゃい冒険にチャレンジしよう！
7月	真夏の夜の集い in 船上山	7/21～22 (土日)	小中学生と その家族	16家族	キャンプファイヤー、星空観察、肝試し…真夏のお楽しみ満載の新企画です！（希望者は日帰り可能）
8月	キッズ アドベンチャー	8/8～12 (水～日)	小学4年生 ～中学生	36名	復活企画！リヤカート・ウォークにテント泊！毎日が野外炊飯のサバイバルアドベンチャー。谷川探検では滝つばダッピングに挑戦！4泊5日の子どもだけの大冒険に出かけよう！
9月	ファミリー キャンプ	9/1～2 (土日)	小・中学生 とその家族	16家族	ダム湖活動・谷川探検など家族選択活動、野外炊飯などの活動を家族で体験。家族で船上山を満喫！
10月	ハートフルキャンプ in 船上山	10/10～11 (水木)	各校の不登校傾向、教育支援センターに通う小・中学生と職員・保護者	20名 程度	大自然の中で心をリフレッシュ！船上山や近隣の農家で自然や動物、人とのふれあいを通じて、明日への活力へとつなげよう！
11月	ちっちゃい 探検隊②	11/3～4 (土日)	小学1年生 ～3年生	48名	家族の元を離れてドキドキのお泊まり会。秋の船上山でちっちゃい冒険にチャレンジしよう！
11月	船上山トレッキング①	11/21(水)	一般	各30名 程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山をトレッキングで満喫！参加者同士で励まし合い、変化に富んだ船上山のトレッキングコースを楽しもう！
	船上山トレッキング②	11/25(日)	小・中学生と その家族及び一般		
12月	船上山ピザ祭り①	12/1(土)	小・中学生と その家族	各50名 程度	船上山名物ダッヂオーブンで作るおいしいピザ！グループ同士の触れ合いを楽しみながら心もおなかも満たされます！
	船上山ピザ祭り②	12/2(日)			
	船上山アドベニー	12/26～28 (水～金)	小学4年生 ～中学生	48名	遊びも勉強も先生の卵（大学生）に何でも聞いてどんどん力をつけよう！冬休みの宿題対策はこれで決まり！！
1月	雪遊び企画	1/27(日)	小学生	30名 程度	雪にまみれて大はしゃぎ！白銀の船上山へ思いっきりダイビングしよう！
2月	船上山ウインター フェスティバル	2/9～10 (土日)	小・中学生と その家族	16家族	銀世界の中で雪遊び。家族でスノーチューブ、そり、スノーシューなどで船上山の冬をHOTに満喫。
	教職を語ろう	2/15～16 (金土)	教師を志す 学生・一般	30名 程度	教師を志す方大集合！船上山の大自然の中で、夢の実現に向けて、同志と共にエネルギーを蓄えましょう！
	園児対象事業	2/24(日)	年長園児と その保護者	20家族	小学校への入学を前に、新しいお友達と一緒に仲間づくり！子どもにとっても保護者にとっても学び多き一日にしましょう！
3月	ちっちゃい 探検隊③	3/9～10 (土日)	小学1年生 ～3年生	48名	家族の元を離れてドキドキのお泊まり会。春の船上山でちっちゃい冒険にチャレンジしよう！

船上山少年自然の家給食会の概要について

1 組織

琴浦町教育長を会長とする。

船上山少年自然の家には栄養士・調理員を置き、業務を行う。

船上山少年自然の家所長は、会長の命を受け、業務を掌理する。

2 業務

- ・船上山少年自然の家利用者に対する食事の提供
- ・食事の献立決定、材料購入及び調理
- ・利用者に対する食育の推進
- ・その他付随する業務

3 委託料

指定管理者は、県から受ける指定管理委託料のうち下記のとおりの金額及び利用者から徴収する食事に係る経費を給食会に支払う。

業務において要する経費が、指定管理者が給食会に支払う金額を超過しても、指定管理者及び県はその差額を補填しない。

現契約 (単位：千円)

年 度	平成 30 年度
金 額	5, 530

(単位：千円)

年 度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
金 額	5, 803	5, 996	6, 288	6, 436	6, 588

※平成 31 年度以降は未契約であるため、変更の可能性がある

4 その他

現在、現指定管理者、鳥取県と船上山少年自然の家給食会で委託契約を締結しており、平成 31 年度以降は、新たに指定管理者となった者と鳥取県、船上山少年自然の家給食会と 3 者契約を行う。(参考：給食業務委託仕様書)

(別記1)

鳥取県立船上山少年自然の家給食業務委託仕様書

この仕様は、鳥取県立船上山少年自然の家の給食業務を実施するための仕様を示すものである。

鳥取県立船上山少年自然の家給食会（以下、「給食会」という。）は、受託業務の遂行に当たり、鳥取県立船上山少年自然の家が青少年の健全育成を図るための施設であることを十分に認識し、「食」が青少年の健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となることを十分認識した食事提供を行うとともに、食育基本法（平成17年法律第63号）を遵守し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。

また、県民が広く利用する公の施設であることを十分に認識し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し、衛生の管理、利用者の安全その他品位及び秩序の維持を確保すること。

1 鳥取県立船上山少年自然の家を利用する者への食事の提供

(1) 1日の給食回数は朝、昼及び夕の3回とし、食事を提供する時間は次のとおりとする。ただし、鳥取県立船上山少年自然の家を利用する者（以下「利用者」という。）の研修プログラムによっては前後する場合があるので、弾力的な対応を行い、できるだけ温かい献立は温かいうちに、冷たい献立は冷たいうちに利用者に提供できるように努めること。

朝 食	8:00～ 9:00
昼 食	12:00～13:00
夕 食	17:30～19:00

(2) 給食必要数は原則として3日前の正午までに鳥取県と連携して把握すること。

(3) 1食あたりにつき利用者から徴収する食事代（以下「食事代」という。）は、次のとおりとする。利用者からの給食費の徴収は原則として、施設使用料の徴収とともに指定管理者が行い、給食会に引き渡す。

食事代 (円)	朝	昼	夕	合 計
490	610	740	1,840	

(4) 利用者から特別の要望があった場合には、(1)又は(3)の規定にかかわらずその要望に則した献立を提供するものとし、食事代は、当該食事に要した食材料費の2倍の金額を徴収するものとする。

(5) 利用日直近の食事数の減又は食事の取り消しに係る食事代の徴収については、原則として次表のとおりとする。

3日前の正午（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～前日（その日が休所日となる場合はその前日）の午後5時	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。 食事の取り消しの場合は食事代の半額を徴収。
前日の午後5時（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～当日	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。 食事の取り消しの場合は食事代の全額を徴収
※台風・地震・大雪などの災害により、船上山少年自然の家近辺の交通機関の不通等により開所できない場合は、食事代を徴収しない。	
※利用者の地域で地震、噴火等予測不可能な災害が発生し、入所できない場合は、食事代を徴収しない。	

2 食事の献立決定、材料購入及び調理

- (1) 1日当たりの栄養摂取量は、厚生労働省が定める最新の食事摂取基準を目安とする。
- (2) 1食当たりの材料購入費は、1食当たり給食費のおおむね2分の1とする。
- (3) 給食会は、鳥取県と連携して入所者との食事事前打ち合わせを行い、移動野外炊飯、野外炊飯など所外での給食、利用団体が重なった場合などの給食について、適切な献立を検討し実施すること。
- (4) アレルギー対応について、鳥取県と連携して入所者情報を事前把握して適切に対応すること。
- (5) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地元ならではの豊かな味覚や文化の香りあふれる献立を極力工夫して提供するように努めること。
- (6) 食材は、地産地消推進のため、極力、地元の产品を中心とした県内产品を用いること。なお、過度に加工した食材は避け、鮮度の良い衛生的なものを選択するように常に配慮し、特に有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- (7) 食材の検収に当たっては、食材の品質、鮮度、包装容器等の状況、異物の混入、品質保持期限(賞味期限)等の表示などについて十分に点検を行い、記録し、これを保存すること。
- (8) 従業員は、清潔な被服を着用し、作業の前後には必ず手指を消毒して、常に清潔を保つこと。
- (9) 廉房内は常に清潔を保ち、食品に防虫、防そ等の措置を講じ、衛生的に保管すること。
- (10) 食器類は、使用の都度、消毒を行うこと。
- (11) 残飯、残菜その他汚物の処理を完全に行うこと。
- (12) 腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒の発生防止に努めること。

3 利用者に対する食育の推進

- (1) 「食」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであることを十分に認識し、利用者に対し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。
- (2) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」の重要性を十分に認識し、郷土の食材により調理した郷土料理を利用者に提供し、これを紹介すること。

4 その他業務

- (1) 委託業務の遂行に遅滞等が生じることがないように常に人員の確保に留意するとともに、委託業務実施上必要かつ十分な人員を配置し、適正な労務管理を行うこと。なお、従業員に鳥取県の遂行業務に支障を來す行為があった場合は、鳥取県は、給食会に対して委託業務の従事者の交代を求めることができる。
- (2) 従業員の健康診断を年1回以上、検便は月に1回以上必ず実施し、その結果を鳥取県に対し直ちに報告すること。ただし、伝染病の発生しやすい時期には、月2回の検便をするほか、さらに疑わしいときは隨時行うこと。
- (3) 従業員の健康状態に留意し、伝染病の場合はもとより、その疑いのある場合又は鳥取県の指示を受けた場合は、これを就業させてはならない。
- (4) 従業員に対し、定期的な衛生面及び技術面の教育及び研修を実施するとともに、従業員の被服、言動が児童、生徒、青年に及ぼす影響の大なることを自覚し、品位を保つよう指導すること。